

## 返金規定

### (定義)

- 第1条 願書に記載された商品又は役務であって、出願前の調査報告書に登録可能性が60%以上と記載されていた商品又は役務を「セーフティ商品等」と呼ぶ。
- 2 願書に記載されたセーフティ商品等以外の商品又は役務を「リスク商品等」と呼ぶ。
- 3 拒絶された商品又は役務とは、拒絶理由通知において商標法第3条（第1項柱書を除く）、第4条第1項又は第8条第2項の規定に基づく拒絶理由が示された商品又は役務であって、当該拒絶理由を解消することができなかった商品又は役務をいう。

### (返金対象出願)

- 第2条 以下の全ての条件を満たしている商標登録出願を返金対象出願とする。
- 一 出願時にセーフティ商品等を指定していること。
  - 二 セーフティ商品等が拒絶されたこと。
  - 三 拒絶理由通知を含む特許庁からの通知に対し、弊所が推奨する手続を行ったこと。

### (返金対象費用)

- 第3条 以下の全ての条件を満たした費用を返金対象費用とする。
- 一 事務所手数料、消費税及び印紙代。
  - 二 出願から拒絶査定に至るまでの手続に関する費用。
- 2 前項の返金対象費用には、住所変更、名義変更、早期審査の申請、その他のお客様の個別事情により必要となった手続の費用は、上記返金対象費用に含まれない。

### (全額返金)

- 第4条 願書に1又は2以上の区分が記載され、全ての区分にセーフティ商品等が含まれている第2条の返金対象出願について、指定した商品又は役務の全てが拒絶された場合、第3条の返金対象費用の全額を返金する。

### (一部返金)

- 第5条 願書に2以上の区分が記載された第2条の返金対象出願について、前条に該当する場合を除き、第3条の返金対象費用のうち、以下の全ての条件を満たしている区分を追加することによって増加した費用分のみを返金する。
- 一 セーフティ商品等が含まれる区分。
  - 二 全ての商品又は役務が拒絶された区分。

### (返金方法)

- 第6条 第4条及び第5条の返金は、第2条の返金対象出願に対する査定の確定日から1年以内に出願人からの請求があった場合に、国内金融機関の指定された口座へ返金額を振り込むことにより行う。
- 2 前項の期間内に出願人からの請求がなかった場合、第4条及び第5条の返金は行わない。

### (未払金との相殺)

- 第7条 第4条及び第5条の返金は、未払金と相殺することができる。